議案第38号
鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例
 次のとおり鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1
項の規定により、本議会の議決を求める。
令和7年2月20日提出
鳥取県知事 平 井 伸 治
鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例
(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)
第1条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第70号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

別表第1 (第3	段	띰	級	_	及		띰	崩
	(第3条関係)			別臺	別表第1(第3	(第3条関係)		
区分		事 者		_	区分		事 (本)	
職員の配置	7	次に掲げる職員を置くこと。 業務の全部を委託する場合は 職員を置かないことができる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士 <u>Xは管理栄養士</u> (7) 略	次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。(1)~(5) 略(6) 栄養士又は管理栄養士(7) 略・3 略	1	職員の配置	1 次に掲げる 業務の全部を 職員を置かな (1)~(5) (6) 栄養士 (7) 略 2・3 略	次に掲げる職員を置くこと。 業務の全部を委託する場合は 職員を置かないことができる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 ・3 略	次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理 業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる 職員を置かないことができる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 ・3 略
器					盤			
(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正) 第2条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例 (平5)	ホームに関す、 豊老人ホーム(る条例の一部改. に関する条例 (3	軽費老人ホームに関する条例の一部改正) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第74号)の一部を次のように改正する。	74号)(ト ・ ・ に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に が に が に が に に に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	£ %	
\bigcirc	前の欄に掲げ、	る規定を同表のi	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、	施に、	下線で示すように改正する。	うに改正す	, vo	
.2	改	田	剱		改		田	巣
附則別表(附則第2項関係)	第2項関係)	_			附則別表(附則第2項関係)	第2項関係)		

区分	職員の配置 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者 へのサービスの提供に支障がない場合として 規則で定める場合にあっては、この限りでな	(1)。(1) (1)。(2) 服	+	知 (6)~(2)	器	別表 (第3条、附則第2項関係)	区分 基準	: 職員の配置 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所	.	:	# 1500°	(1)~(3) 略	(4) 栄養士	(2)~(2) 图	2・3 器	
	者てな							点	ب	9						
	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者 へのサービスの提供に支障がない場合として 規則で定める場合にあっては、この限りでな	(7)。(1)。(五) 表	(1) (3) 唱 (6) 栄養士 (7) (5) (7) (5) (7) (5) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	婦 (6)~(2)		附則第2項関係)		1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所	者へのサービスの提供に支障がない場合とし	て規則で定める場合にあっては、この限りで	ない。	(1)~(3) 略	(4) 栄養士又は管理栄養士	(2)~(2) 略	2 · 3 略	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第75号)の一部を次のように改正する。 第3条

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

温		基準	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所 者の処遇に支障がない場合として規則で定め る場合にあっては、この限りでない。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 ~5 略	
·	別表 (第4条関係)	区分	職員の配置 1 次 者の, 者の, る場 (1), (6) (6) (7)	盘
※ ※	(送)	基準	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養土 (7) 略	
及	別表(第4条関係)	区分	職員の配置	盤

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	- H	幾	⋨	#	14.0
別表(第5条、第7条関係)	第7条関係)		別表 (第5条、第7条関係)	第7条関係)	
$1\sim7$ 略			$1\sim7$ 略		
8 短期入所	短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	防短期入所生活介護	8 短期入所	短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	明入所生活介護
区分		基準	区分	者 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	一
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業と。 と。 (1)~(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士(6)・(7) 略 2~4 略	業者を事業所ごとに置くこば管理栄養士	(栄養者の配置)	1次に掲げる従業者を事業所ごとに置くと。と。 (1)~(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略2~4 略	を事業所ごとに置くこ
盤			智		
9~12 略			9~12 略		

鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。 第5条

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		細 20 20			温 る じ ぬ
正	基準	次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。(1)~(4) 略場合に限る。) 場合に限る。) (6)・(7) 略		基準	次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士(40人を超える児童が入所する場合に限る。)
改饰。《腊陀》	米 	1 次に掲げる職 の処遇に支障が 場合にあっては、 (1)~(4) 略 (5) 栄養士(場合に限る。) (6)・(7) 略 2・3 略	条関係)		1 次に掲げる職 の処遇に支障が 場合にあっては きる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士(場合に限る。
以 () () () () () () () () () (1	職員の配置	略 別表第6(第12条関係)	項目	職員の配置
級	基準	次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。(1)~(4) 略(5) 栄養士又は管理栄養士(10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。)		基準	次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童 の処遇に支障がない場合として規則で定める 場合にあっては、調理員を置かないことがで きる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士 (40人を超える 児童が入所する場合に限る。)
正		1 次に掲げる職員を置くこるの処遇に支障がない場合とし場合にあっては、この限りで(1)~(4)略(5)栄養士又は管理栄養力幼児が入所する場合に限る(6)・(7)略	6関係)		 次に掲げる職員を置くこるの処遇に支障がない場合とし場合にあっては、調理員を置きる。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養工度が入所する場合に限る
	が 女	職員の配置	略 別表第6(第12条関係)	項目	職員の配置

	(7)·(8) 略 2·3 略		(7)·(8) 略 2·3 略
器		智	
別表第7(第13条関係)	3条関係)	別表第7 (第13条関係)	条関係)
1 福祉型障	福祉型障害児入所施設	1 福祉型障	福祉型障害児入所施設
項目	基準	祖目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する 施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただ し、入所者の処遇に支障がない場合として規 則で定める場合にあっては、調理員を置かな いことができる。 (1)~(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 (40人を超える 児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略	職員の配	 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)~(4) 略 (5) 栄養士(40人を超える児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略
略		智	
2		- 2	
別表第8(第14	(第14条関係)	別表第8(第14	(第14条関係)

頂	職員の									略
基準		者の処遇に支障がない場合として規則で定め	る場合にあっては、調理員を置かないことが	いける。	(1)~(3) 略	(4) 栄養士又は管理栄養士(40人を超える	児童が通う施設に限る。)	(2)~(2) 器	2 略	
項目	職員の配置 1 次	本の	92	から	(1)	(4)	—————————————————————————————————————	(2)	$2\sim 5$	器

別表第9 (第15条関係)

基準	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。(1)~(8) 略(9) 栄養士又は管理栄養士(10) 略2 略	
項目	職員の配置	器

|--|

別表第9 (第15条関係)

事 音	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の加速に去陸がない個々い、ア却回で会かる	シを固に大庫がはvi物ロらして施別とためる場合にあっては、調理員を置かないことがで		(1)~(8) 略	栄養士	器		
	1 次に	の名の場合の合う	го НИ	(1)	(6)	(10)	2 略	
項目	職員の配置							器

別表第10 (第16条関係))条関係)	別表第10 (第16条関係)	条関係)
項目	基準	祖目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士 児童が入所する場合に限る。) (7)・(8) 略 2・3 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)~(5) 略 (6) 栄養士(40人を超える児童が入所する場合に限る。) (7)・(8) 略 2・3 略
器		器	
及	太 正 後	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	田 田 :
県女性自立支 鳥取県女性 の表の改正前			のように改正する。 うに改正する。
別表 (第3条関係)	(条)	別表(第3条関係)	係)
項目	基準	祖目	基準

2 時						
者の支援に支障がない場合として規則で定め る場合にあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 栄養土者しくは管理栄養士又は調理員 (4)~(6) 略 与 (4)~(6) 略 に (4)~(6) を (4)を に (4)~(6)を (4)を に (4)を (4)を に (4)を		:例第81号)の一部を次のように改正する。 うに改正する。	出	条関係) 文 <i>接</i>	基準	46
者の支援に支障がない場合として規則で定め る場合にあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 (4)~(6) 略 2 略 「の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定 な異係) 本関係) 生産機		平成24年鳥取県条で、下線で示すよ		HIII	区分	従業者の配置
	略	害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (ラ前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を	出	1 (第 6 条 関 係) 児童発達支援	基準	1 略 2 児童発達支援センターの従業者は、 おりとする。

1 利田老の古婦で古暗がたい恒会ソート	(1) 次に掲げる従業者を置くこと。たた
ついたは、大文に入事がある。	し、利用者の支援に支障がない場合として
規則で定める場合は、この限りでない。	規則で定める場合は、この限りでない。
ア・イ 暑	ア・イ
ウ栄養士又は管理栄養士	ウ 栄養士
エ〜カ 暑	エ〜カ
(2)・(3)	(2) · (3) 略
(4) 従業者(管理者及び(3)に掲げる者を	(4) 従業者(管理者及び(3)に掲げる者を
除く。)は、専ら当該児童発達支援セン	除く。)は、専ら当該児童発達支援セン
ターの職務に従事することができる者を	ターの職務に従事することができる者を
もって充てること。ただし、利用者の支援	もって充てること。ただし、利用者の支援
に支障がないと認められるときは、栄養士	に支障がないと認められるときは、栄養士
又は管理栄養士及び調理員を、併せて設置	及び調理員を、併せて設置する他の社会福
する他の社会福祉施設の職務に従事させる	・
ことができる。	
(2)	(2) 器
3~6	3~6 器
2~4 略	
別表第2(第7条関係)	(第7条関係)
福祉型障害児入所施設 1 福祉	福祉型障害児入所施設
	57条関係) 障害児入所施設

	基準	区分	基準
従業者の配	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入	従業者の配	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入
	所者の支援に支障がない場合として規則で定	凰	所者の支援に支障がない場合として規則で定
	める場合は、この限りでない。		める場合は、この限りでない。
	(1)~(5)		(1)~(2) 略
	(6) 栄養士又は管理栄養士		(6) 栄養士
	(7)~(10) 略		(7)~(10) 略
	2~5		2~5
_		盤	
盤		8 8	

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

議案第39号								
鳥取県民生委	員定数条例の	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(M)					
次のとおり鳥取県民生	委員定数条例の一部	を改正することについて	次のとおり鳥取県民生委員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、	法律第67号)第9	6条第1.	頃の規定	により、	*
議会の議決を求める。								
令和7年2月20日提出	77							
				鳥取県知事	17	# #		
鳥取県民生委員定数	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例	する条例						
鳥取県民生委員定数条例	训(平成25年鳥取県∮	鳥取県民生委員定数条例(平成25年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。	のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲	引げる規定を同表の記	炎正後の欄に掲げる規定 0	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	° 25				
谷	田	級	各	범		遍		

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、	らりとする。	345人	$\overline{170\lambda}$		50人		<u>45人</u>		
民生委員の定数は、次の表の左	それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	米子市	自古市	略	東伯郡湯梨浜町	晶	東伯郡北榮町	器	
٦)									
:欄に掲げる市町村の区域ごと	りとする。	350人	<u>175人</u>		<u>51人</u>		<u>46人</u>		
民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、	それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	<u>350人</u>	<u>175人</u>		<u>51人</u>		<u>467</u>		

附則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第40号								
鳥取県建築基	鳥取県建築基準法施行条例の-	の一部を改正する条例	条例					
次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正	基準法施行条例の一	部を改正することについて、	することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本	去律第67号)第	96条第1	項の規	定により	₩
議会の議決を求める。								
令和7年2月20日提出	77							
				鳥取県知事	17	#	申	ЛП
鳥取県建築基準法	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条	正する条例						
鳥取県建築基準法施行	条例(昭和47年鳥取	鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。	つように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	曷げる規定を同表の	改正後の欄に掲げる規定に	欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。	うに改正する。				
於	担	幾	故	田		温		

5,000 円 1 件につき 金額 トル以内のも 於30平方メ 床面積の合 0 別表第3 (第13条関係) 1項(法第87 法第6条第 条第1項にお いて準用する の規定に基づ く建築物の確 場合を含む。) 事務 一戸建 2 ※ 1 件に る法律(平成27年法律 規則(平成28年国土交 は 9,000円 (建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関す 9 頃の適合性判定通知書 又はその写しの提出が ない場合 (建築物のエ 上等に関する法律施行 第1項第1号に該当す 様基準による評価の場 ネルギー消費性能の向 にあって、 と さ と 第53号) 第11条第 当該建築物が一戸建 以下 紙 ての住宅以外の の住宅のときは 通省令第5号) つき22,000円、 1 件につき る場合に限る。 という。) 金額 が30平方メー トル以内のも 床面積の合計 0 別表第3 (第13条関係) 法第6条第 1項又は第18 含む。)の規定 条第3項(こ れらの規定を 頃において準 用する場合を に基づく建築 物の確認又は 法第87条第1 事務

	,	_	
	日0006	14,000円	19,000円
	1 年につ か	1 作 た つ み	1件につき
	床面積の合計が 30平方メートル を超え、100平方 メートル以内の もの	床面積の合計が 100平方メート ル を 超 え、200 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 200平方メート ル を 超 え、500 平方メートル以
1件につき34,000円)	1 件につき 19,000円(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき32,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき外のときは1件につき43,000円)	1 件につき 28,000円 (仕様基準による評価 の場合であって、当該 建築物が一戸建ての住 宅のときは1件につき 41,000円、一戸建ての住 宅以外のときは1件に	1 件につき 34,000 円(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅

	34,000円	48,000円	140,000円
	1年につま	1年につき	1件につき
内のもの	床面積の合計が 500平方メート ルを超え、1,000 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 1,000平 方 メートル を 超 え、 2,000平 方 メートル以内のもの	床面積の合計が
のときは1件につき 48,000円、一戸建ての住 宅以外のときは1件に つき58,000円)	1 件につき 63,000円(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき77,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき	1 件につき111,000円(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき126,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき外のときは1件につき外のときは1件につき150,000円)	1 件につき 205,000円

	240,000円	460,000円
	1件につみ	1件につき
2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の
(仕様基準による評価 の場合であって、当該 建築物が一戸建ての住 宅のときは1件につき 220,000円、一戸建ての 住宅以外のときは1件	1 件につき368,000円(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき382,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき47,000円)	1 件につき 694,000円 (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅のと きは1件につき708,000 円、一戸建ての住宅以外
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートルを超え、15,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の

		6,000円	5,000円	8,000円	4,000円	10 000 田
		1 件につき	1件につき	1件につき	1件につき	1年でしず
		新たな建築設備 の確認を受ける 場合	確認を受けた建築設備の計画の 変更をする場合	新たな工作物の 確認を受ける場合	確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	床面積の合計が
	器	2 法第87条の 4において準 用する法第6 & 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	米米1角の路。 定に基づく建築設備の確認	3 法第88条第1項以は第2項において準用する注解を	A 9 5 4 3 4 9 6 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	1 注管7条管
1 件につき		24,000円	11,000円	18,000円	8,000円	田00096
のときは1件に852,000円)		1件につき	1件につき	1年につみ	1年7つ3年	1年にし半
		新たな建築設備 の確認 <u>又は認定</u> を受ける場合	確認又は認定を 受けた建築設備 の計画の変更を する場合	新たな工作物の 確認 <u>又は認定</u> を 受ける場合	確認 <u>又は認定</u> を 受けた工作物の 計画の変更をす る場合	宋面籍の合計が
	略	2 法第87条の 4において準 用する法第6 A 株 1 近づけ	来 1 4 × は	3 法第88条第 1項又は第2 頃において準 田オス 注 第 6	A 第 1 項 又は 条第 1 項 又は 第 18 条第 3 項 の規定に基づ く工作物の確 認 <u>又は認定</u>	7 许第7条第

	12,000円	16,000円	22,000円	36,000円	50,000円
	1 件につき	1年につみ	1年につみ	1 件につき	1件につき
30平方メートル 以内のもの	床面積の合計が 30平方メートル を 超 え、100平 方メートル以内 のもの	床面積の合計が 100平方メート ル を 超 え、200 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 200平方メート ル を 超 え、500 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 500平方メート ルを超え、1,000 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が
4項の規定に 基づく建築物	の検査 (法第7条の3第1 7条の3第1 項に規定する 特定工程 (以 下「特定工程」	らい 20.7 に 合む工事を完 了したときに 行うものを除 く。)			
	31,000円	41,000円	51,000円	65,000円	87,000 田
	1件につき 31,000円	1件につき 41,000円	1件につき 51,000円	1件につき 65,000円	1件につき 87,000円
30平方メートル 以内のもの	#U	#U	#U	#U \(\cappa\)	#U \(\cappa\)

	120,000円	190,000円	380,000円	6,000円	11,000円
	1年につみ	1年につみ	1年につみ	1件につき	1件につき
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートルが内のもの	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	床面積の合計が 30平方メートル 以内のもの	床面積の合計が 30平方メートル
				4の2 法第7 条第4項の規 定に基づく建	築物の検査(特定工程を
	218,000円	416,000円	区6,000円	24,000円	28,000円
	1件につき	1件につみ	1件につき	1件につき	1件につき
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が 2,000平 方 メートル を 超 え、 10,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	床面積の合計が 30平方メートル 以内のもの	床面積の合計が 30平方メートル
				4の2 法第7 条第4項 <u>又は</u> 第18条第21	項の規定に基づく産築物

	15,000円	21,000円	35,000円	47,000円
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
を超え、100平方 メートル以内の もの	床面積の合計が 100平方メート ルを超え、200 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 200平方メート ルを超え、500 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が 500平方メート <u>ル</u> を超え、 1,000平方メート トル以内のもの	床面積の合計が 1,000平 方 メー ト ル を 超 え、 2,000平 方 メー トル以内のもの
含む工事を完 了したときに 行うものに限				
省下作	no no			
		47,000円	31,000円	33,000円
40 <u>个</u>	38,000円 38,000円	1件につき 47,000円	1件につき 61,000円	1件につき 83,000円
を超え、100平方 合意 メートル以内の ブリ もの 行	38,000円			

			1件につき 180,000円					1件につき 370,000円				1件につき 13,000円								1件につき 9,000円	
トルを超え、	10,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が	10,000平方メー	トルを超え、	50,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が	50,000平方メー	トルを超えるも	0										
												5 法第87条の	4において準	用する法第7	条第4項の規	定に基づく建	築設備の検査			6 法第88条第	1項又は第2
			町									日00日								日00日	
			412,000					702,000													
			1件につき					1件につき				1件につ								1件につ	
トルを超え、	10,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が	10,000平方メー	トルを超え、	50,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が	50,000平方メー	トルを超えるも	0										
												法第87条の	4において準	用する法第7	条第4項 <u>又は</u>	第18条 第21項	の規定に基づ	く建築設備の	検査	法第88条第	1項又は第2
		ا ئى		トルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1件につき 412,000円 床面積の合計が 1件につき	1件につき 412,000円 本12,000円 本面積の合計が 1件につき 10,000平方メー	1件につき 412,000円 株面積の合計が 1件につき 10,000平方メートル以内のもの 下面積の合計が 1件につき 10,000平方メートルを超え、	1件につき 412,000円 本12,000円 本面積の合計が 1件につき 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートルを超え、50,000平方メートルを超え、	1件につき 412,000円 Fルと 超 え、 1件につき 412,000円 株面積の合計が 1件につき 10,000平方メートル を 超 え、 50,000平方メートル を 超 え、 50,000平方メートル と 超 え、 50,000平方メートル と 超 え、 50,000平方メートル以内のもの	1件につき 412,000円 Fル以内のもの 1件につき 412,000円 床面積の合計が 1件につき 702,000円 Fルと超え、50,000平方メートルと超え、50,000平方メートル以内のもの 下ルは内のもの Fル以内のもの 下ル以内のもの Fル以内のもの 下ル以内のもの Fル以内のもの 下が以内のもの Fル以内のもの 下が以内のもの Fル以内のもの	1件につき 412,000円 Fル以内のもの 1件につき 702,000円 Fル以内のもの 1件につき 702,000円 Fル以内のもの 床面積の合計が 1件につき 702,000円 Fル以内のもの 床面積の合計が 1件につき 50,000平方メートル以内のもの Fの000平方メートル以内のもの 下ののの平方メートル以内のもの Fの000平方メートル以内のもの 下のの0平方メートル以内のもの Fの000平方メートル以内のもの	1件につき 412,000円 株面積の合計が 1件につき 10,000平方メートルと相のもの 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 1件につき 702,000円 トルと相のも 1件につき 50,000平方メートル以内のもの 50,000平方メートルと超えるも 50,000平方メートルを超えるも 1件につき 50,000平方メートルを超えるも	1件につき 412,000円 床面積の合計が 1件につき 702,000円 1件につき 702,000円 床面積の合計が 1件につき 50,000平方メートル以内のもの トル以内のもの トル以内のもの トル以内のもの トル以内のもの トル以内のもの トルが超えるも 50,000平方メートルが内のもの カルが表記をある 50,000平方メートルを超えるも の の	トルを超え、10,000平方メートル以内のもの トル以内のもの 木のの平方メートル以内のもの 本面積の合計が 1件につき 412,000円 10,000平方メートルと超え、50,000平方メートル以内のもの 本面積の合計が 1件につき 702,000円 50,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超える 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方メートルを超えるも 10,000平方	トルと超える 10,000平方メートル以内のもの 下面積の合計が 1件につき 412,000円 下ルと超え、 トルを超え、 50,000平方メートル以内のもの 株面積の合計が 1件につき 702,000円 水面積の合計が 1件につき 702,000円 水面積の合計が 1件につき 702,000円 の 10,000平方メートルを超え、 トルと超えるも の トルを超え、 トルと超えるも の トルを超えるも トルを超えるも の 1件につき 38,000円 の 1件につき 38,000円 日本において準 1件につき 38,000円 日本において準	トルと超え、10,000平方メートル以内のもの 下ル以内のもの 下ル以内のもの 下ル以内のもの 10,000平方メートル以内のもの 下ルを超え、50,000平方メートルと超えるもので方メートル以内のもの 下ルを超え、50,000平方メートル以内のもの 下ルを超え、50,000平方メートル以内のもの 下ルを超え、50,000平方メートル以内のもの 下ルを超え、50,000平方メートル以内のもの 下のでが方メートル以内のもの 下ルを超えるもかので方メートルは内のもの 下ルを超えるもので方メートルは内のもの 下のでは、カントルは内のもの 下ルを超えるもので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものの 上ルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものの 上ルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるもののので方メートルを超えるものののので方が、カントルを超えるもののので方が、カントルを超えるもののです。 上は第87条のので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方が、カントルを超えるものので方メートルを超えるもののです。 上は第87条のので方メートルを超えるものので方が、カントルを超えるものので方メートルを超えるものので方が、カントルはなりを表現るのである。 上は第87条のので方メートルを超えるものので方メートルを超えるものので方が、カントルを超えるものので方が、カントルはなりを表現るのである。 日本において準備のであるのですが、カントルを超えるもののですが、カントルを超えるもののですが、カントルはないである。 日本において準備のであるのでは、カントルはないでは、カントルはないです。 日本において準備のであるのでは、カントルはないでは、カントル	トルを超え、10,000平方メートル以内のもの Fル以内のもの トル以内のもの 本面積の合計が 1件につき 412,000円 床面積の合計が 1件につき 702,000円 本面積の合計が 1件につき 702,000円 床面積の合計が 1件につき 702,000円 大ル以内のもの 水面積の合計が 1件につき 38,000円 大力が成のを力メートル以内のもの トルな超えるも の 大力を超えるも の 1件につき 38,000円 大力を超えるも の 1件につき 38,000円 大力を超えるも の 1件につき 38,000円 大力を超えるも の 1件につき 38,000円 本第4項の規	トルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 本面積の合計が 1件につき 412,000円	トルとを超え、10,000平方メートル以内のもの 下が内のもの 下が内のもの 下が以内のもの 下が以内のもの 下がを超え、50,000平方メートル以内のもの 下がを超えるも 下がを超えるも の 1 件につき 38,000円 カメートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも の 1 件につき 38,000円 カメートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも の 50,000平方メートルを超えるも から 20,000平方メートルを超えるも 20,000平方メートルを超えるも から 20,000平方メートルを超えるも から 20,000平方メートルを超えるも から 20,000平方メートルを超えるも から 20,000平方メートルを超えるも 20,000平方 20,000	トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの 床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの 床面積の合計が 10,000平方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも なののマ方メー トルと超えるも の ま面積の合計が なののマ方メー トルと超えるも の カーにおいて準 カーにおいて確 カーにおいてを からの カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーにおいてを カーには カーにと カーにと カーにと カーにと カーにと カーにと カーにと カーにと	トルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 	トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの

	1件につき 9,000円			1件につき 11,000円					1件につき 15,000円					1件につき 20,000円				
	床面積の合計が	30平方メートル	以内のもの	床面積の合計が	30平方メートル	を超え、100平	方メートル以内	のもの	床面積の合計が	100平方メート	ルを超え、200	平方メートル以	内のもの	床面積の合計が	200平方メート	ルを超え、500	平方メートル以	内のもの
頃において準 用する法第7 条第4項の規 定に基づく工 作物の検査	6の2 法第7	条の3第4項	の規定に基づ	く建築物の検	桓													
	14,000円			16,000円					20,000円					22,000円				
	1件につき 14,000円			1件につき 16,000円					1件につき 20,000円					1件につき 22,000円				
		30平方メートル	以内のもの	1件につき	30平方メートル	を超え、100平	方メートル以内	のもの	1件につき	100平方メート	ルを超え、200	平方メートル以	内のもの		200平方メート	ルを超え、300	平方メートル以	内のもの

33,000円	45,000円	100,000円	160,000円	330,000円
1 件につき	1年につみ	1年につみ	1年につみ	1件につき
床面積の合計が 500平方メート <u>ル</u> を超え、 1,000平方メート トル以内のもの	床面積の合計が 1,000平方メート ル を 超 え、 2,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 2,000平方メート ル を 超 え、 10,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも
	F1			
35,000円	51,000円	105,000円	168,000円	344,000円
1件につき	1年7つ3年	1年7つ3年	1件につき	1件につき
床面積の合計が 300平方メート <u>ル</u> を超え、 1,000平方メート トル以内のもの	床面積の合計が 1,000平方メート ル を 超 え、 2,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 2,000平方メート ル を 超 え、 10,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも

																1件につき 650円							
6	盤																						
	7 法第7条の	6 第 1 項第 1	号又は第2号	(法第87条の	4 又は第88条	第1項若しく	は第2項にお	いて準用する	場合を含む。)	の規定に基づ	く認定					7の2 法第12	条第8項の台	帳に記載され	た事項に関す	る証明書の交	付		
																1件につき 650円						1件につき 66,000円	
6	器																						
	7 法第7条の	6 第 1 項第 1	号若しくは第	2号又は第18	条第38項第1	号若しくは第	2号 (これら	の規定を法第	87条の4又は	第88条第1項	若しくは第2	頃において準	用する場合を	含む。)の規定	に基づく認定	7の2 法第12	条第8項の台	帳に記載され	た事項に関す	る証明書の交	付	7 の 3 法第42	条第1項第5

				1	
		1件につき 160,000円			
	器	41 法第87条の 3第7項の規 定に基づく許 可		備考略	
		1件につき 160,000円	1件につき 650円		11日から施行する。
号の規定に基づく指定	器	41 法第87条の 3第7項の規 定に基づく許 可	42 建築基準法施行規則(昭和75年建設省令第40号)第11条の3第1項第1号又は第第2号に掲げる書類の写りの交替の方針	備考略	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

この条例の施行の日以後に行われる通知又は申請について適用し、同日前に行われた通知				
(経過措置) 2 改正後の鳥取県建築基準法施行条例の規定は、	又は申請についてはなお従前の例による。			

議案第41号							
鳥取県福祉のまちづくり条例の	まちづくり	条例の一部を改正する条例	7.3条例				
次のとおり鳥取県福祉の	0まちづく0条例(次のとおり鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、地方自治法		(昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、	第96条第	1 項の規定	にたり、
本議会の議決を求める。							
令和7年2月20日提出	77						
				鳥取県知事	#	一	架
鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	づくり条例の一部を	を改正する条例					
鳥取県福祉のまちづくり)条例(平成20年』	鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。	を次のように改正する。				
次の表の改正前の欄に排	引げる規定を同表 0	D改正後の欄に掲げる規定	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	\$ \$ \$.			
谷	出	級	及	띰		汇	

法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして 表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この 該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更 (以下「増築等」という。) の場合にあっては、当該増築等に 以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建 条において「小規模建築」という。)をする場合において、当 車いすが利用しやすい施設の整備 (第25条-第28条) 係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。 特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、 (建築の規模の引下げ) 第1章~第3章 器 第4章 第5章 第14条 部文 附則 目次 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備(第25条-第 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして 別 表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め 該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更 (以下「増築等」という。) の場合にあっては、当該増築等に る規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この 以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建 系る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。 特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、 条において「小規模建築」という。)をする場合において、 (建築の規模の引下げ) 器 第1章~第3章 28条) 器 第4章 第5章 第14条 当文 附則 目次

当該各 当該小 築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合 とする。ただし、次の各号に掲げる建築物に 計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、 ついて用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、 号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。 規模建築の規模)

- (1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未 令第19条第2項第1号に定める基準(他の階へ 満の建築物
 - の移動を行うための通路に係る部分に限る。
- 次に掲げ (2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 る基準
- 1) れらの規定を令第26条第1項(同条第3項において読み替 えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する 第4号及び第7号 第3号、 場合を含む。)に定める基準 令第19条第2項第1号、 \sim
- 第1項 (同条第3項において読み替えて適用する場合を含 主たる出入口に係る令第19条第2項第2号イ(令第26条 む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定め る基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。
- 便所の出入口に係る令第19条第2項第2号(令第26条 D

計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小 築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合 とする。ただし、次の各号に掲げる建築物に 当該各 ついて用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、 号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。 規模建築の規模)

- (1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未 令第18条第2項第1号に定める基準(他の階へ 満の建築物
- の移動を行うための通路に係る部分に限る。
- 次に掲げ 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 る基準 (2)
- IJ れらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替 えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する 第4号及び第7号 第3号、 場合を含む。)に定める基準 令第18条第2項第1号、
- (令第25条 第1項 (同条第3項において読み替えて適用する場合を含 む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定め る基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。 イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ
- (令第25条 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号 D

第1項 (同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。) において読み替えて準用する場合を含む。) において読み替えて準用する場合を含む。) に定める基準	(建築物移動等円滑化基準の付加等) 第15条 略 2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にか かわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に	ω	(便所)
<u>第1項</u> (同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。) において読み替えて準用する場合を含む。) において読み替えて準用する場合を含む。) に定める基準	(建築物移動等円滑化基準の付加等) 第15条 略 2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にか かわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に 仕加する事団は、今年11条かに等18条まで取び等91条かに等55	13 m 9 5 ず母18、 17 35 11 78 m 10 37 10 37 10 37 10 37 10 37 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	(便所) 第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>車椅子使用者用便房</u> 以外に、腰掛便座の大便器を設けた

便房を1以上設けること。

(4) $\sim (4)$

- 2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(2) 略

(3) 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (5) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用簡易型便房(車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車椅子使用者が利用可能な便房をいう。)を1以上設けること。
- 7 車椅子使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設

便房を1以上設けること。

(4)~(6) 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房 (車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。)を1以上設けること。
- ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設

備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、<u>車椅子</u>の転回に支障の ない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他<u>車椅子使</u> 用者の利用に配慮したものとすること。

力 略

3 車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他<u>車椅子使用者</u>が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令<u>第</u>
 14条第3項の規定により水洗器具(第2項第4号/の規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)~(3) 略

5 便所内に令<u>第14条第2項</u>又は<u>第3項</u>の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当

備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、<u>車いす</u>の転回に支障の ない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他 \overline{a} いす使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 略 3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他<u>車いす使用者</u>が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

(2) · (3) 略

 4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第 14条第1項第2号の規定により水洗器具 (第2項第3号イの規 定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗 器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)~(3) 路

5 便所内に令<u>第14条第1項第1号</u>又は<u>第2号</u>の規定による便房 を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を 設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただ

該出入口の付近に令第21条第1項の規定による案内板その他の	設備を設ける場合は、70個0でない。

6 前項の標識は、令 $\underline{920}$ 条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車

<u>梅子使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室(以下「聴覚障害者用客室」という。)を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。</u>

$(1) \cdot (2)$ 略

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 室内には、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 略

し、当該出入口の付近に令<u>第20条第1項</u>の規定による案内板そ

の他の設備を設ける場合は、この限りでない。

3 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車 いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室(以 下「聴覚障害者用客室」という。)を、いずれも次に掲げる数 以上設けなければならない。

(1) · (2) 略

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 室内には、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 略

	(駐車場)
	表面を粗面とし、又は
~~	等でぬかるまないように 滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないように
~~	
	7,0
	<u>乗用者用駐車施設</u> に、乗 │ 2 次に掲げる場合は、1以上の <u>車いす使用者用駐車施設</u> に、乗
	できる屋根を設けなけれ 降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなけれ
	ばならない。
無	
無	(
	長の右欄に定める規模で る場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模で
	<u>客室</u> に設けられるものを
除く。)を設ける場合には、そのうち 1 以上(男子用及び女子 \mid 除く。)を設ける場合には	1以上(男子用及び女子 除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子
用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるもの 用の区別があるときは、そ	
でなければならない。	てなければならない。

路	
3	
~	
_	

- 4) 浴室内には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車 椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を
 - 1以上設置すること。
- (5) 浴室内には、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる空間を確保すること。
- 留 (8)~(9)

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令<u>第19条第3項</u>に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令<u>第</u>19条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1) 略

(2) 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅

(1)~(3) 思

- (4) 浴室内には、<u>浴室用車いす</u>、シャワーチェアその他の<u>車いす使用者</u>が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を
- 1以上設置すること。
- (5) 浴室内には、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる空間を確保すること。
- 8 (8)~(9)

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令<u>第18条第3項</u>に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令<u>第</u>18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1) 略

(2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車い

子使用者用便房を地上階に設けること。

- (3) 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
- ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。 ただし、床面積の合計が200平方メートル末満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ~ エ 略

(3) 当該移動等円滑化経路のうち<u>車椅子使用者用駐車施設</u>から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、 又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝 等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

す使用者用便房を地上階に設けること。

- (3) 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
- ア 未端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。 ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

(3) 当該移動等円滑化経路のうち<u>車いす使用者用駐車施設</u>から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、 又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝 等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設ける

(共同住宅の特例) 第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上 路又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅に あっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の 移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等 移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等	共同住宅の特例) 20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない、この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上 はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅に 階又は では、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の あって 係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等 移動に	住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅に当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路移動等円滑化経路」という。)にしなければならな合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
戸がある共同住宅に 下階との間の上下の ち1以上を、移動等	直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅に当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路移動等円滑化経路」という。)にしなければならな合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
下階との間の上下のち1以上を、移動等	当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の 部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等 に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 移動等円滑化経路」という。)にしなければならな 合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
ち1以上を、移動等	部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路移動等円滑化経路」という。)にしなければならな合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
	に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 移動等円滑化経路」という。) にしなければならな 合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 円滑化経路に準じて	移動等円滑化経路」という。) にしなければならな合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
(以下「準移動等円滑化経路」という。) にしなければならな (以下「準移動等円)	合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当
い。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当 い。この場合におい、	
するときは、令第19条第2項第1号に定める基準(他の階への するときは、令 $第18$	するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への
移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを 移動を行うための通	移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを
要しない。	
(1)・(2) 略	屋
2 略	
(案内設備)	
第21条の2 次に掲げる場合は、令 <u>第21条第1項</u> の規定により設 第21条の2 次に掲げ	次に掲げる場合は、令 <u>第20条第1項</u> の規定により設
ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容 ける設備の付近に、[ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容

を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、 聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、 この限りでない。

(1) · (2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物(令<u>第21条第2項</u>の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。)には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

- (2) 今<u>第21条第3項</u>の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。
- 2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令
第22条第1項の規定による視覚障害者移動等円

を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、 聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、 この限りでない。

(1) · (2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物(令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。)には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

- (2) 今<u>第20条第3項</u>の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。
- 2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円

滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1)~(3) 略
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から<u>車椅子使用者用便房</u>(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>(不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室 (当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、

滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1)~(3) 略
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から<u>車いす使用者用便房</u>(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 車いす使用者用駐車施設(不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室 (当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、

エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
2 略	2 略
(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)	(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)
第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対す	第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対す
る第16条第4項及び第5項、第17条第1項並びに前条第1項の	る第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これ
規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者	らの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢
が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とある	者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」
のは、「多数の者が利用する」とする。	とする。
第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備	第4章 車いすが利用しやすい施設の整備
(劇場等の客席の構造)	(観客席の構造)
第25条	第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技
	場その他多数の者が利用する施設(以下「劇場等」という。)
	の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者
	が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用客席」とい
	う。)を設けるよう努めなければならない。
車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとするよう努めなけ	2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

ればならない。	
	(1) 床は平坦であること。
	(2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥
	行き120センチメートル以上とすること。
(1) 略	(3) 略
(2) 略	(4) 略
(3) その他知事が別に定める基準に適合すること。	
(受付カウンターの構造)	(受付カウンターの構造)
第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構	第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構
造のものとするよう努めなければならない。	造のものとするよう努めなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保するこ	(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保するこ
Å,	ň
(利用居室の構造)	(利用居室の構造)
第27条 利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次	第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次
に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。	に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。
(1) 床 (車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が	(1) 床 $(otan 5$ 使用者の利用上支障がないものとして知事が
別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその	別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその

]		0
盤			(2) 略		
(公営住宅の構造)	<u>F</u>)		(公営住宅の構造)		
第28条 県又は市	県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律	昭和26年法律	第28条 県又は市	県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律	96年法律
3号) 第2	第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)	。)の建築を	第193号) 第2条	第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の	の建築を
場合には、	する場合には、知事が別に定めるところにより、重	車椅子使用者	する場合には、	する場合には、知事が別に定めるところにより、車いす	車いす使用者
居に適した	の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。	ならない。	の入居に適した	の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。	ない。
別表第1(第14条	(第14条関係、第19条関係)		別表第1(第14条	(第14条関係、第19条関係)	
	区分	規模		医分	規模
公立小学校等	令第19条第2項第5号に定める 基準を適用する場合 (以下「エ レベーターの場合」という。)	盤	公立小学校等	今第18条第2項第5号に定める 基準を適用する場合 (以下「エ レベーターの場合」という。)	
	路		,	显	
器			盤		
各種学校又は専修学校	令 <u>第19条第2項第2号</u> (主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及	暑	各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号 (主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合 (以下「玄関及	

び敷地内通路の場合」という。)	び敷地内通路の場合」という。)
略	
器	
備考略	備考略
別表第2(第15条関係)	別表第2 (第15条関係)
1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のう	1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のう
ち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。	ち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
(1) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (車椅子使	(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房 (車いす使
用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設け	用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設け
る場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられてい	る場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられてい
ないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子	ないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす
使用者用便房までの経路	使用者用便房までの経路
(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設け	(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設け
る場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの	る場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの
経路	経路
2 略	2
別表第10(第20条関係)	別表第10(第20条関係)

 1 略 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造との他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (3) 略 (1)・(2) 略 (3) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (5) 未端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。 (5) 未端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。 	1 略	, 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げる	ものであること。	(1) 略) (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の	車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、	その前後に高低差がないこと。	(3) 略	. 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げる	ものであること。	(1)・(2) 略	$ \qquad (3) 50 $ メートル以内ごとに $\overline{\mathtt{u}}$ いすの転回に支障がない場所	を設けること。) (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の	車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、	その前後に高低差がないこと。	. (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とするこ	Ŷ	4 略	
	1 略		ものであること。		(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の	車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、	その前後に高低差がないこと。		当該準移動等円滑化経路を構成する	ものであること。		(3) 50メートル以内ごとに <u>車椅子</u> の転回に支障がない場所	を設けること。	(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の	車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、	その前後に高低差がないこと。	(5) 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とするこ	Ŷ		

- 5 当該準移動等円滑化経路(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。)を構成するエレベーター(6に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、住戸、利用居室、<u>車椅子使用者用便房</u>スは<u>車</u> 椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ソ (2)・(9)
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、
- (1) から(7) までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- ア略
- イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用 者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設 ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに

- 5 当該準移動等円滑化経路(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。)を構成するエレベーター(6に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、住戸、利用居室、<u>車いす使用者用便房</u>又は<u>車</u>いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- 2)~(4) 略
- (5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車いす使用者</u>が利用しや すい位置に制御装置を設けること。
- ソ (2)・(9)
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないも
- ア略

のとして知事が定める場合は、この限りでない。

イ かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車いす使用 者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設 ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに

限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ酪

(9)~(11) 略

- 6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
- 7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1)~(3) 略

- (4) 50メートル以内ごとに<u>車椅子</u>の転回に支障がない場所を設けること。
- (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ン 略 (9)~(11) 略

- 6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
- 7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に 掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通 路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当 該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるもの であれば足りる。

(1)~(3) 兎

- (4) 50メートル以内ごとに \overline{a} いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、 その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、<u>車椅子</u>の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

別表第11 (第21条関係)

 $1 \sim 4$ 略

- 5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)~(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用者</u>が利用しや すい位置に制御装置を設けること。

留 (8)~(9)

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、<u>車いす</u>の車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

别表第11 (第21条関係)

 $1 \sim 4$ 略

- 5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、利用居室、<u>車いす使用者用便房</u>又は<u>車いす使</u> 用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)~(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、<u></u> 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

留 (8)~(9)

(9) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) 略 6・7 略 6・7 略 7・7 略 7・7 略 7・8 19条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規を第5号とし、第1号か第1号が2号及で参1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として1号を加える部分を除く。)、同条第3項条の3まで、第19条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第29条並びに第23条の改正規定、第4章の章名の改正規定、までの改正規定並びに別表第2、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。	(10) 略 ・7 略	所 則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(同項中第4号 を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として1号を加える部分を除く。)、同条第3項、第18条から第18 条の3まで、第19条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第22条並びに第23条の改正規定、第4章の章名の改正規定、第26条から第28条までの改正規定並びに別表第2、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。	
---	-------------------	---	--

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法 (昭和22年法律簿57号) 第96条第1 項の規定により、本議会の議決を求める。 令和7年2月20日提出 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例 (昭和44年鳥取県条例第35号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び大枠で示すように改正する。 改 正 後	議案第42号							
9とおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1 92だにより、本議会の議決を求める。 647年2月20日提出 546の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 5表の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 646の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 64600返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 64600返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35日)の一部を次のように改正する。 64600返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35日)の一部を次のように改正する。	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例	の一部を改正する多	5例					
周する条例の一部を改正する条例 5条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 後の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。 後 改 正 前	のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改	正することについて、地方	自治法(昭和22	年法律	(第67号))第96	条第1	
中 士	規定により、本議会の議決を求める。							
世 士 士	令和7年2月20日提出							
			鳥取県知事	1		申	笎	
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する\$	(M)						
	付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第	第35号)の一部を次のよう に	:改正する。					
正 後 政 正	の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に	2、下線及び太枠で示すよう	に改正する。					
	円	發	出		温			
							_	

定めるこれに準ずる業	務(以下「介護福祉士	等業務」という。)に	従事し、次のいずれか	の要件に該当すること	となったとき。	7 介護福祉士等業務	に引き続き7年間従	事したとき。	イ 個人の家庭等に	おいて就業する業務	(以下「在宅業務」	という。)について市	町村又は職業安定法	(昭和22年法律第141	号) 第30条第1項の	許可を受けた事業所	(以下「有料職業紹	介所」という。)に	2,555日以上登録し、	かつ、介護福祉士の	業務その他知事が別	に定めるこれに準ず	る業務(以下「介護	福祉士業務」とい	ランプ 1.260日以上
る者で、将来県	内において介護	福祉士又は社会	福祉士の業務に	従事しようとす	るものに対して	貸し付ける資金																			

** ***	過疎地域の持続的	発展の支援に関する	特別措置法(令和3	年法律第19号)第2	条第1項に規定する	過疎地域 (以下「過	という。)	、引き続き	3年間介護福祉士等	業務に従事したとき。	過疎地域において、	在宅業務について市	町村又は有料職業紹	介所に1,095日以上登	録し、かつ、介護福	祉士業務に540日以上	· th	祉士等養成	施設への入学時に45	歳以上であり、かつ、	離職して2年以内の	者(以下「中高年離	職者」という。)が	引き続き3年間介護	福祉士等業務に従事
従事したとき。	ウ温疎地	発展の支	特別措置	年法律第	条第1項	過疎地域	疎地域」という。	において、	3年間介	業務に従事	工 過疎地	在宅業務	町村又は	介所に1,0	録し、か、	祉士業務り	従事したとき。	才 介護福祉士等養成	施設への	歳以上で	離職して	者 (以下	職者」と	引き続き	福祉士等

信 全 は	
レたとき。 名 中 高 年 離 年 本 文 は 本 本 な な な な な な か と が な い か し 、 か し 、 か し 、 か し 、 本 務 た 540日以 上 磁 か に 、 来 務 上 の 軸 日 た と き。	
	信務の
	公共職業訓練を修了
	.0
	県内における
	个護福
	\leftarrow

全部																								
	を得な	事が必	は、知	める期	福祉士	かつ、	別に定	(以下	う。)	祉士の	が別に	ずる業	福祉士	() ()	祉士業	3年間	めると	した勤	上であ) 従事				て介護 米卓山
	の他やむを得な	こより知事が必	りたときは、知	り都度定める期	りに介護福祉士	7 登録し、かり、	は知事が別に定	4の施設(以下	等」という。)	て介護福祉士の	の他知事が別に	これに進ずる業	下「介護福祉士	という。)に	介護福祉士業	引き続き3年間	が別に定めると	より計算した勤	が540日以上であ	2限る。) 従事	0			~
	疾病その他やむを得な	い理由により知事が必	要と認めたときは、知	事がその都度定める期	間)以内に介護福祉士	登録簿に登録し、かつ、	県内又は知事が別に定	める県外の施設(以下	[県内等]という。)	において介護福祉士の	業務その他知事が別に	定めるこれに準ずる業	務(以下「介護福祉士	業務等」という。)に	従事し、介護福祉士業	務等に引き続き3年間	(知事が別に定めると	ころにより計算した勤	務日数が540日以上であ	る期間に限る。)従事	したとき。			県内等にお短い十巻数等
した日から1年(災害、	ため、 疾病その他やむを得な					第30 登録簿に登録し、かつ、						能力 定めるこれに準ずる業							務日数が540日	る期間に限る		Y	9会	
した日から1年(災害、																			務日数が540日	る期間に限る		らのに対して	/付ける資金	県内等にお短か十業務等
		県内の介護福祉 い理由により知事が必		会福祉士及び介 事がその都度定める期	護福祉士法(昭 間)以内に介護福祉士	和62年法律第30 登録簿に登録し、かつ、	号)第40条第2 県内又は知事が別に定	項第1号に規定 める県外の施設(以下	する学校又は養 「県内等」という。)	成施設をいう。 において介護福祉士の	以下同じ。)に 業務その他知事が別に		開発促進法(昭 務(以下「介護福祉士	和44年法律第64 業務等」という。)に		定する公共職業 務等に引き続き3年間	訓練を受けてい (知事が別に定めると	る者で、将来県 ころにより計算した勤		福祉士の業務に る期間に限る。)従事	従事しようとすしたとき。	るものに対して	貸し付ける資金	県内等にお短か十業務等

	衡全は務部一の又部
	借受者が死亡したとき、 又は精神若しくは身体に 著しい障害を受けたため 貸付金を償還することが できなくなったと認めら れるとき。
	社会に有用な 人材を育成する ため、県内の司 和関係者の子等 で、 専修学校、 を種学校又は学 校教育法(昭和 22年 法 律 第26 号)第1条に規 にする学校(専 修学校及び各種
	専 校 学修 等 資学 奨 金
衡金は多部一の又部	徴 金 は 窓 部 一の 又 部
 た、業務上の事由により死亡し、又は業務に 起因して精神若しくは 身体に著しい障害を受けためるの業務に従 事することができなく なったとき。 3 前号に該当する場合 を除き、死亡し、又は 精神若しくは身体に著 しい障害を受けたため 介護福祉士業務等に従 事することができなく なったとき。 	借受者が死亡したとき、 又は精神若しくは身体に 著しい障害を受けたため 貸付金を償還することが できなくなったと認めら れるとき。
	社会に有用な 人材を育取する ため、県内の同 和関係者の十等 で、 専修学 校、 を種学校又は学 校教育法 (昭和 22年 法 律 第26 号)第1条に規 定する学校 (専 修学校及び各種

西 穀	2類	ST.	太教	#W 0	長律	三方	. 頌	#	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生 寸	000	3.1	沙	女育	2. 0. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	4	な		後	7. th	_\		ナる	力稚 3 前号に該当する場合 債務の
以外の教育施設	(学校教育に類	する教育を行う	 もので、当該教	育を行うにつき	同法以外の法律	に特別の規定が	あるものに	る。) で、知事	が専修学校又は	各種学校に準ず	ると認めるもの	(修業年限が1	年以上で専修学	校に類する教育	を行うものに限	る。) に進学す	る能力を有しな	がら経済的な理	由により進学後	修学が困難なも	のに対して貸し	付ける資金	保育士 県内における	等修学 保育士及び幼稚
																								信数の
																							器	3 前号に対当する場合
以外の教育施設	(学校教育に類	する教育を行う	もので、当該教	育を行うにつき	同法以外の法律	に特別の規定が	あるものに限	る。)で、知事	が専修学校又は	各種学校に準ず	ると認めるもの	(修業年限が1	年以上で専修学	校に類する教育	を行うものに限	る。)に進学す	る能力を有しな	がら経済的な理	由により進学後	修学が困難なも	のに対して貸し	付ける資金	県内における	保育士及び幼稚
以	_																						保育士	等修学

×	海													69										
全部又	は一部													債務の	舞									
を除き、死亡し、又は	精神若しくは身体に著	しい障害を受けたため	保育士若しくは幼稚園	教諭の業務又は第1号	に掲げる施設に関する	市町村の業務に従事す	ることができなくなっ	たとき。						1 借受者の貸付金を償	還すべき日 (以下この項	において「償還日」と	いう。)の属する年の前	年 (償還日の属する月が	1月から7月までである	場合にあっては、償還日	の属する年の前々年)の	所得が児童扶養手当法施	行令(昭和36年政令第	405 号) 第2条の4 第1
園教諭の確保及	び質の向上に資	するため、県内	に住所を有する	者の子等のうち	鳥取短期大学に	おいて保育士又	は幼稚園教諭の	資格に必要な教	育を受ける者で、	経済的理由によ	り修学が困難な	ものに対して貸	し付ける資金	児童扶養手当	法施行令及び母	子及び寡婦福祉	法施行令の一部	を改正する政令	(平成14年政令	第207号)附則第	4条第1項に規	定する特例児童	扶養資金	
資金														特例児	童扶養	資金								
全部又	は一部																							
を除き、死亡し、又は	精神若しくは身体に著	しい障害を受けたため	保育士若しくは幼稚園	教諭の業務又は第1号	に掲げる施設に関する	市町村の業務に従事す	ることができなくなっ	たとき。																
園教諭の確保及	び質の向上に資	するため、県内	に住所を有する	者の子等のうち	鳥取短期大学に	おいて保育士又	は幼稚園教諭の	資格に必要な教	育を受ける者で、	経済的理由によ	り修学が困難な	ものに対して貸	し付ける資金											

項に規定する額未満であるとき。 2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を貸還することができなくなったと認められるとき。	
	し 後 部
	1 県立癈育機関の消勤 医師となった日から起 算して3年(災害、疾 病その他やむを得ない 理由により知事が必要 と認めたときは、知事 がその都度定める期 間)以上その業務に従 事したとき。 まる上たとき。 に従事する期間中に、 業務上の事由により死 亡し、又は業務に起因 して精神若しくは身体 に著しい障害を受けた たるその業務に従国 たるその業務に経国 に表しい障害を受けた
	無内における
	発が医洗達い療領

		債務の全部	
		 看護職員養成施設 (看護職員養成施設を 	卒業した日から1年 (災害、疾病その他や
		県内における 看護職員(保健	師、助産師、看 護師及び准看護
		看護員員	資
			<u> </u>
	徴部一の又部	債務の 全部	
ることができなくなったとき。	3 前号に該当する場合 債務の を除き、死亡し、又は 全部又 精神若しくは身体に著 は一部 しい障害を受けたため 医師の業務に従事する ことができなくなった とき。		
	前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神者しくは身体に著しい障害を受けたための前の業務に従事することができなくなったとき。	看護職員養成施設 債務の (看護職員養成施設を 全部	卒業した日から1年 (災害、疾病その他や

次号にお いて同じ。)以内に他 裍 を卒業した日から 0 に看護職員の免許(保 学校又は養成所を卒業 を取得し、かつ、病床 童福祉法第42条第2号 こ規定する医療型障害 護職員養成施設に 他やむを得ない理由に より知事が必要と認め 知事がその 健師助産師看護師法第 21条第1号から第3号 見入所施設及び病床の までに規定する大学、 知事がその都 看護職員養成 (災害、疾病そ 知事が必要と認めた 4号において同じ。 たときは、知事がそ 都度定める期間) D した者にあっては、 看護師免許を除く。 数200床以上の病院 入学した場合は、 定める期間。 2年 角の

以内に他 当戮 以内 3年 病床 次号にお の看護職員養成施設に 摇 を卒業した日から 2年(災害、疾病その 他やむを得ない理由に より知事が必要と認め 知事がその 建師助産師看護師法第 学校又は養成所を卒業 童福祉法第42条第2号 て規定する医療型障害 までに規定する大学、 知事が必要と認めた 知事がその都 松 見入所施設及び病床 4号において同じ。 **看護師免許を除く。** 他の看護職員養成 設)を卒業した日な たときは、知事がそ 都度定める期間) D した者にあっては、 数200床以上の病院 に看護職員の免許 21条第1号から第 かり、 入学した場合は、 いて同じ。) 定める期間。 を取得し、 同じ。)の確保 及び質の向上に

号から第3号ま

で又は第22条第 1号若しくは第 2号に規定する 学校又は

大学、

以下同じ。)に 在学し、又は大 学院の修士課程 において看護に 関する専門知識

養成所をいう。

号若しくは第2

第21条第1

中

号若しくは第2 第20条第1

号若しくは第2

第19条第1

(山 山

卟

号) 第19条第

護職員養成施設

資するため、

(保健師助産師 看護師法 (昭和 23年 法 律 第203

この頃において

じ。)の確保 び質の向上に

の頃において

護職員養成施設 保健師助産師 看護師法 (昭和 23年法律第203

資するため、

号若しくは第2 号から第3号ま で又は第22条第 1号若しくは第 2号に規定する 学校又は 以下同じ。)に 在学し、又は大 学院の修士課程 関する専門知識 将来県内におい 号、第21条第1 において看護に 第20条第1 を修得する者で、 養成所をいう。 大学、 ПĘ

将来県内におい

を修得する者で、

して貸し付ける う。) 以外の県内の施 資金 設において看護職員の 業務に従事し、又は県 内の看護職員養成施設 内の看護職員養成施設 たおいて看護教員 (看護学分野の科目を担当 し、専ら学生又は生徒 の指導又は教育に従事 する者をいう。以下同 じ。) の業務に従事して。) の業務に従事したとき。 の業務に従事したとき。 いまり (1 できり)
--

当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事した ときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているもの とみなす。

- 2 看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。
- 3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する 猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
- (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。)にあっては、医師養成確保奨学金(以下この項から<u>第5項</u>までにおいて「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員整学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する 猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
- (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。)にあっては、医師養成確保奨学金(以下この項から<u>第4項</u>までにおいて「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2)・(3) 略 3 略 4 略 5 略	ただし、本則の表介護福祉士等修学資金の項及び特例児童扶養資金の項を削る改正規定並び学資金の項免除の条件の欄第1号、」を削る部分に限る。)は公布の日から施行する。	
(2)·(3) 略 4 略 5 略 6 略	附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本則の表介護福祉士等修学資金の項及び特例児童扶養資金の項を削る改正規 に同表備考第1項の改正規定(「介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、」を削る部分に限る。)は公布の日から施行する。	